

宮崎市監査委員	阪 元 勇
宮崎市監査委員	松 浦 史 典
宮崎市監査委員	松 山 清 子
宮崎市監査委員	中 村 鉄 兵

包括外部監査結果に対する措置及び対応状況の公表について

包括外部監査結果に対して講じた措置等について通知がありましたので、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、公表します。

記

1 包括外部監査テーマ

- ・令和元年度「水道事業並びに下水道事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について」（令和6年3月末現在）
- ・令和2年度「指定管理者制度に係る管理運営及び事務の執行について」（令和6年3月末現在）
- ・令和3年度「環境部の財務に関する事務の執行及び運営管理について」（令和6年3月末現在）
- ・令和4年度「学校教育における財務事務の執行及び経営に係る事業の管理について」（令和6年3月末現在）

2 講じた措置の内容 別紙のとおり

令和4年度包括外部監査の結果に対する対応状況（令和6年3月末現在）

テーマ「学校教育における財務事務の執行及び経営に係る事業の管理について」

	指摘番号	報告書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置内容
指摘	3	P42 ～44	学校施設課	<p>工事請負契約の変更について 変更契約は当初の契約金額を増加させる場合もあるため、競争入札を重視する立場からすると、可能な限り契約金額の変更を行わないことが原則である。全庁的な検討が必要であるが、今後は可能な限り、当初積算や予見可能性の精度を高める努力をすべきである。</p>	措置困難	<p>当初設計の段階において、当初積算の精度を高めた設計をし、可能な限り契約金額の変更を行わないことが望ましいと考える。 しかしながら、当初設計の段階において、足場が必要な高所の部分や、既存を撤去しないと分からない部分等に対し、完全な調査を行うことは、費用の面からも現実的に厳しいものである。調査できない箇所については、実際の工事着手後に詳細な調査を行うことになり、その結果によって、数量の変更や工事代金の増額になることがある。 工事代金の増額は、補修数量の変更によるものであり、工法等の根本的な変更や大部分の変更を行っているわけではないことから、工事請負契約を増額変更することもやむを得ないとする。</p>
指摘	4	P44	学校施設課	<p>相互供給について 相互供給は法令禁止とはなっていないものの、原則禁止としている地方自治体が多い中で、相互供給とは契約の相手方が当該競争入札において、競争相手であった入札参加者に業務の一部を再委託依頼することをいい、この行為については再委託先が自ら応じた額を下回る額で業務を履行するなど、社会通念上、不適切でありこれを原則禁止している。 したがって、どのような経緯で再委託したのか詳細な理由を開示すべきである。さらに、全庁的な検討課題であるが、再委託に関する見直しをし、再委託ガイドライン等の作成を検討されたい。</p>	措置困難	<p>競争相手であった入札参加者に一部下請を負わせることに関しては、法令上は禁止されておらず、あくまでも請負契約の当事者である受注者と下請業者の関係性に基づき、金額等について合意した上で契約がなされているものと認識している。 また、建設工事については、建設業法や工事請負契約約款の規定に基づき、一括下請を禁止しており、一部下請についても、工事担当課にて、適宜、工事施工体制台帳等を基に、適正な下請契約が確保されているか確認を行っている。</p>

	指摘 番号	報告 書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置内容
	指摘 5	P47	学校施設課	廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反について 基本的には下請業者は廃棄物処理業の許可を有しており、元請業者から適法な委託を受けた場合のみ廃棄物処理が可能となる。元請業者が自らの排出事業者責任を果たしておらず、下請業者が不適正な取り扱いをしていた場合には元請業者もその責任を負い、措置命令の対象となる重大な案件である。したがって、処置報告で「以後気を付けます。」で済まされるものでなく、排出事業者責任の徹底を図り、さらに適正処理を指導すべきである。	措置済	廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反について、令和3年11月に業者に対し行政指導を行っている。
	指摘 6	P53	学校教育課	○あたたかな人間関係づくりサポート事業の費用対効果について 予算に見合った十分な活用やフォロー等がなされているとは言えないため、費用対効果の見地より事業廃止を十分に検討すべき。	措置済	令和5年度に事業を見直した。
	指摘 9	P61	学校教育課	○スクールアシスタント制度の充実化について 不登校対策だけでなく、いじめ対策としても有用な制度となるように本制度の充実化を検討されたい。	措置済	令和5年10月30日にスクールアシスタント等を対象とした研修会を実施し、いじめ対応の支援に関する職務説明を行った。
	指摘 11	P61	学校教育課	○宮崎市県立高等学校定時制通信制教育振興会への補助金交付先の用途に対する調査等について 交付金の交付対象となっている2校の用途明細が不明であるため、必要に応じ、規則に基づく報告を徴し又は関係書類の提出を求め、又は実地に調査を行うべきである。	検討・改善中	宮崎市県立高等学校定時制通信制教育振興会への補助金交付先の用途に対する調査等については、補助金交付先の振興会からの実績報告で2校の活動内容が明記されており把握していたが、その用途の確認方法については、今後検討する。
	指摘 14	P69	学校教育課	○特別教育支援非常勤講師の実績等の書式内容の改訂について 特別教育支援非常勤講師の業務実績簿のうち「成長や課題（特記事項のみ）」欄は、特別な出来事がないときは何も書かなくてよいと解釈される可能性があるため、「（特記事項のみ）」という文言は削除すべきである。	検討・改善中	「（特記事項のみ）」という文言は削除する予定である。
	指摘 15	69	学校教育課	○修学旅行等ボランティア同行推進事業補助金交付要綱上の要件充足確認の記録化について 本事業の要綱第4条の要件を満たすかどうかの確認がなされた形跡が記録上なく確認できないため、対象児童生徒とボランティア候補者の身分関係の有無等を事業計画書の中で記入させるよう指導されたい。	措置済	同行するボランティアが学校教育課会計年度任用職員以外の者で、身分関係が明白でないときには事業計画書に身分関係を記入することとした。

	指摘番号	報告書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置内容
指摘	20	P 98～100	学校教育課	<p>○スクールバス運行管理業務委託方法の見直しについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運行日数や運行距離が結果的に設計時よりも少なくなる場合があることを踏まえ、概算での年間一括委託支払いではなく、実績に応じた月額払いにすべきである。（ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク） ・利用者が日によって少ない場合があることを踏まえ、その際は定員の少ない車両に変更したうえで、実績に基づき適宜運行単価も変更できるような契約締結をすべきである。（イ、エ、オ、カ、キ、ク） 	措置困難	<ul style="list-style-type: none"> ・タクシー路線（七野小学校区・旧浦之名小学校区以外）の委託契約については、近年の運転手不足や高齢化等により、入札参加業者が1社ないし2社と非常に厳しい状況となっている。こうした中、現行契約から「実績に応じた月額払いの契約」や「利用者数に応じて車両を変更したうえで、実績に基づき適宜運行単価も変更できるような契約」への変更は、金銭面で不利となるため、入札参加業者をさらに減らすこととなり、スクールバスの安定的かつ継続的な運行に支障をきたす恐れがあることから、困難であると考えている。ただし、毎月、運業者から提出される運行報告書により、スクールバス利用状況の変更に伴い、一定の日時の運行が不要となっていることが確認できれば、その部分について変更契約を検討する。 ・小型バス路線（七野小学校区・旧浦之名小学校区）の委託契約については、現在、年間を通じて貸切バスを専属車両として運送契約をする「年間契約」を採用しており、採用していない場合と比較して約25%安価な契約金額となっている。当該契約を「実績に応じた月額払いの契約」や「利用者数に応じて車両を変更したうえで、実績に基づき適宜運行単価も変更できるような契約」に変更するより、確実に契約金額が安価となる現行契約の方が適当であると考えている。
指摘	23	P 103～104	学校教育課	<p>○交通費補助の支給要件及び内容について</p> <p>補助金交付要綱により補助対象経費を「最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の交通費」と規定しているが、「最も経済的」という基準は非常に不明確であり、また、この規定に基づき、貸切バス料金が高速バス料金よりも高いため、対象外とすることは極端な取扱いである。よって、担当課において大会毎に基準となる交通手段による交通費を算定し、これを超えた部分については自己負担とするような補助制度に変更すべきである。</p>	検討・改善中	<p>交通費補助の支給要件及び内容については、令和5年度に他市の状況や、見直した場合の影響額を調査のうえ、今後の方向性について検討した。今後、関係課と協議を行い、令和6年度内に本件に係る方針を決定する。</p>
指摘	25	P 112	学校教育課	<p>○宮崎市教育資金融資の現状に関する問題について</p> <p>要綱第4条第2項に「九州労働金庫は預託された金額の1.5倍に相当する金額を融資するものとする」とあるが、令和3年度の融資額はこれを大幅に下回っているため、労働金庫あて厳しく指導、監督すべきである。</p>	措置済	<p>宮崎市教育資金融資の現状に関する問題については、要綱第4条第2項にて示す「預託された金額の1.5倍に相当する金額を融資する」融資額を会計年度ごとの額と説明しているが、本来はこれまでの融資実行額を含めた総融資額を意味している。このことから、令和3年度における総融資額は大幅に下回っているとは言えず、適切に融資していると認識している。しかし、要綱における融資額の定義について会計年度ごとか総融資額が記載がないことから、認識に違いが生じないよう令和5年度に要綱の改正を行った。</p>

指摘番号	報告書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置内容
指摘	27	P 114	学校教育課 ○九州労働金庫との随意契約の正当性について 九州労働金庫による教育資金融資の利用実績は要綱の内容とかけ離れた要綱違反の状態であり、随意契約の正当性も失っている。また、本事業の預託先については、九州労働金庫以外の金融機関も視野に入れたところでの再検討を早急に行う必要がある。	検討・改善中	九州労働金庫との随意契約の正当性については、要綱違反の実態は無いほか、既に融資を行っているため、償還期間中は融資実行中であることから、正当であると考え。他の金融機関の提携については、教育ローンのニーズ等を踏まえ新たに事業化するべきか今後検討する。
指摘	33	P 132	学校教育課 ○就学援助認定における非課税交通費の取り扱いについて 所得税法第9条第1項第5号に「給与所得者に対する非課税通勤手当」の規定があり、非課税通勤手当は給与収入から除外されることとなっているが、給与支払者によって非課税通勤手当を支給している場合とそうでない場合がある。仮に給与支払報告書の総支給額が同額の者がいた場合に、前者と後者とで所得金額が異なることとなり、それぞれがどちらに当たるのかも把握することができないため、取扱いに不公平が生じる。これを是正するため、申請者に非課税通勤手当の支給の有無及び通勤距離を申請させ、非課税通勤手当の支給がない者についても、所得から所得税法施行令第20条の2に規定される通勤距離に応じた金額を差し引くようにすべきである。	措置困難	就学援助認定における非課税交通費の取り扱いについては、所得税法第9条第1項第5号に非課税所得として「通常の給与に加算して受ける通勤手当（これに類するものを含む。）のうち、一般の通勤者につき通常必要であると認められる部分として政令で定めるもの」が規定されている。よって、通常の給与に加算して通勤手当等が支給されていない（非課税通勤手当が支給されていない）場合は、たとえ給与から通勤費相当額を負担したとしても、給与所得の金額の計算上、当該通勤費相当額を、非課税所得として給与等の収入金額から除外することはできないと解されることから、現在の取扱いは適切であると考えている。
指摘	34	P 133 ～134	学校教育課 ○特別支援教育就学奨励費補助金対象の交通費の計算基準について 現在の基準「ガソリン1ℓについて10km走行で換算する」は、国土交通省が出している燃費平均値（令和2年度で24.1km/ℓ）と比較しても、ずいぶん燃費が悪く、この基準をそのまま放置することは経済性に反し、宮崎市の財政を圧迫する原因になる。よって、現在の交通費の計算基準を見直し、実態に則したものとなるよう改正すべきである。	措置困難	特別支援教育就学奨励費補助金対象の交通費の計算基準については、指摘の中で言及(※)されているとおり、国土交通省が示す燃費平均値は、実状と乖離しているため、参考にするのは難しいと考える。また、他に参考とすべき資料（数値）がないか調査したが、現時点では把握できなかったため、今の基準の妥当性を判断のうえ見直しを行うことは困難であると考え。今後も継続的に参考とすべき資料（数値）について情報収集を行う。

	指摘 番号	報告 書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置内容
指摘	35	P145	教育情報研修 センター	<p>情報教育アドバイザーとタブレット端末ヘルプデスクについて</p> <p>勤務状況や月に1度の報告会等について、仕様書の規定に違反している部分があるため、仕様書どおりの勤務の指導や、仕様書の見直し等を検討すべきである。</p> <p>情報教育アドバイザーの業務について事後フォローを行われたい。</p>	措置済	<p>勤務状況について、仕様書の規定と実態が即していない点については、仕様書の見直しを行った。</p> <p>また、欠員が生じた場合の規定及び報告会がない月の対応に関する規定について、仕様書の見直しを行った。</p> <p>なお、情報教育アドバイザー業務のフォローとして、疑問や質問については、報告会等で詳細の聞き取りや回答を行っている。</p>
指摘	37	P153	教育情報研修 センター	<p>タブレット充電保管庫購入について</p> <p>物品契約において、指名競争入札の入札参加が見込まれる者から参考見積を取得しているケースがあった。契約においては、参考見積額と同額の設計金額が設定され、参考見積額の提出者が落札、落札率は98%以上であった。また、指名競争入札の指名業者は10社あったが、1社以外すべての指名業者が辞退し、実際1社入札になっている。</p> <p>「ある特定の1社が落札するよう他社が談合して辞退する。」と疑う向きがあってもおかしくない。これは競争入札の公正性及び入札者間の公平性の観点から重大な問題があると考ええる。</p> <p>入札参加予定者からは原則として、参考見積を取得すべきではない。特に指名競争入札において、特定の指名業者のみから参考見積を取得することは、厳に禁止されたい。全庁的な検討が必要だが、参考見積を設計金額の積算根拠として利用する場合、原則として入札参加予定者以外の業者を含む複数の参考見積を取得すべきである。</p>	措置困難	<p>物品の指名競争入札においては、庁内のルールに沿って行っており、参考見積は担当課が入手し、入札の執行や指名は契約課が行っているため、本課のみで対応が可能なものではなく全庁的な検討が必要になる内容である。</p> <p>また、令和5年度からは、庁内の庶務研修資料等に従い、複数業者から参考見積を取得することとしている。</p>

	指摘番号	報告書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置内容
指摘	50	P 190	生涯学習課	令和3年度家庭教育学級消耗品購入において、各学級が購入した消耗品の内容からだけでは年間計画の上での購入なのか、学級講座以外の目的で利用する消耗品の購入であるかを判断することができない。学級講座を中止したにもかかわらず、消耗品を購入した理由書を各学級に提出させるなどの措置をとられたい。	措置困難	家庭教育学級事務説明会の中で、消耗品費については家庭教育学級のために使用するよう説明しているため、それ以外の目的で使用しているとは考え難い。 また、講座が中止となっても事前準備は必要である。理由書等の提出は教職員の業務負担も考慮すると不要と考える。
指摘	52	P 198	生涯学習課	生涯学習課公用車の給油券整理簿について給油券が2種類あるのであれば、管理簿を分けたり、使用者や使用目的を記載するとともに書き損じや破棄の場合はその事由を記載すべきである。	検討・改善中	令和4年度から社会教育係が中央公民館から生涯学習課内に配置換えとなったため、給油券は1冊となった。 管理簿は支払時の確認用として利用しているが、利用者の記載等については検討していく。
指摘	54	P 208	生涯学習課	放課後子ども教室の教育活動サポーターの謝金が最低賃金を下回っているため、金額の見直しを検討されたい。 放課後子ども教室の開催月数とコーディネーターへの謝金における実績月数に相違が見受けられた。規約等を見直し統一化を図るべきである。	検討・改善中	謝金については、仮に単価を上げた場合、予算を確保する必要があるため、上げるか否か予算要求時に検討する。 教室が開催されていない月であっても、コーディネーターは、シフト作成、開催内容や書類作成等の業務を行ってれば、謝金支給の対象となるため、開催月数と相違が見られる。そのため、委託事業内容報告書にて、その旨が分かるように記載するよう指導した。
指摘	57	P242	生涯学習課	過年度の書類等について、保存期間内のものについては書類棚等に適正に整理、保存し、保存期間を超過したものについては速やかに処分すべきである。	検討・改善中	令和4年度中に廃棄分の書類等をまとめ、順次廃棄している。
指摘	58	P243	生涯学習課	中央公民館の倉庫等について、現在放置されているものについては、出来るだけ早急に処理を行い、適正な備品や予備品等の管理を行うべきである。	検討・改善中	破損し長期間放置してある美術品については、修繕の為文化・市民活動課が回収している。その他の備品については現時点で使用するもの、廃棄するものを検討中であり、廃棄する備品については順次対応していく。
指摘	63	P 248	生涯学習課	宮崎市立図書館及び宮崎市立佐土原図書館資料除籍基準は「2（3）不用資料」の「利用頻度が低くなったもの」といった曖昧な表現を排除し、一定の明確な基準を設け、図書資料の適正な管理を図るべきである。	措置済	「不用資料」の基準については、より明確に除籍業務、図書管理が行えるよう表現を見直し、宮崎市立図書館及び宮崎市立佐土原図書館資料除籍基準の改正（令和6年4月1日施行）を行った。

	指摘 番号	報告 書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置内容
指摘	64	P 252	生涯学習課	図書の未返却者に対しては、督促状を送付し貸出を停止するのみであり、半年を超えるような長期の未返却者や返却の見込みが無い者に対する規程や罰則がない。図書の未返却者に対する損害賠償請求に関する要件及び方法を定めるべきである。	措置困難	当該規程や罰則を定めることは法的に難しいため、対応できない。 ※他市町村の図書館・図書室等へ照会したが、対応しているところはなかった。
指摘	65	p269	文化財課	業務の第三者への再委託について 宮崎市でも、再委託について、社会通念上不適切とされるもの等について一定の基準を定めるべきである。また、再委託の承認についても、再委託先の入札関係、契約書等について担当課で一定の書類を作成及び保存することにより、不正等が生じないように注意すべきである。	措置済	業務委託契約については、委託業務の全部を一括して再委託することを禁止しているが、発注者の承諾を受けた場合は、業務の一部を第三者に委託できると規定している。 再委託を承認する際、社会通念上不適切とされる基準は定めていないが、関係課と協議し、契約書類等への追記が必要な事項がある場合は、随時、対応することとしている。 また、文化財課での再委託の承認については、不正等が生じないように、再委託の業務内容及び再委託先の一覧を作成し、また実際に契約書等の書類をチェックした日付を記入し、保存することとしている。 再委託において必要と認められる基準については、関係課の対応と合わせて行う。
意見	4	P40	学校施設課	落雷に伴う部品交換費用について 落雷に伴う部品取替費用も宮崎市民の税金で賄うものであるため、無駄な支出を防ぐために高額な設備等について災害に対する保険を全庁的に検討されたい。	対応予定	意見を踏まえ、高額な設備等については保険対象となるよう、公有財産台帳に登録することを管財課と協議し、登録設備の精査を行っている。
意見	8	P48	学校施設課	前金払いについて 前金払いの支払要件につき、支払の可否が形式的かつ明瞭に判定可能な体制を整備し、誤りなく正確に前金払いの可否の判断を行い得るような体制を整備されたい。担当課は前金払いを行う際、支払要件の充足性をどのようにチェックしたのかについて前払金の明細を報告書として添付調査し、記録を残されたい。	対応困難	公共工事等の前金払いについては、宮崎市財務規則第70条で定められている。 公共工事等の前金払いを行う際は、宮崎市財務規則第70条第2項の規定に基づき、工事請負代金前金払請求書に、登録を受けた保証事業会社の保証証書が添付されているか複数人の職員で確認を行っている。 また、工事請負代金前金払請求書及び保証証書は、一件書類に綴り残している。
意見	10	P 5 1	学校教育課	○非常勤講師の配置数について 児童生徒に応じたきめ細やかな学習指導充実のため、非常勤講師の配置数を増やす方向で検討する必要がある。	対応予定	これまでの成果を分析して、適切な配置について検討する。

	指摘 番号	報告 書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置内容
意見	11	P 6 2	学校教育課	○スクールアシスタントの配置数や活動時間について 全学校アンケート等の結果を踏まえ、配置校や活動時間を増加させる方向での検討をすべき、また、報告書の記載内容まで十分に検討し、スクールアシスタントの質向上への工夫も検討すべきである。	対応予定	令和6年度のスクールアシスタントの運用について、校内教育支援教室指導員の配置などの他の事業と、総合的に効果的な不登校支援ができるように、検討していく。また、令和5年度のスクールアシスタント研修で、資質向上につながる研修を計画する。
意見	12	P 6 2	学校教育課	○スクールアシスタントに対する助言指導等について 業務実施記録簿の内容を丁寧に確認した上で、配置校と協議し、スクールアシスタントに対する個別助言や指導等を行うべきである。	対応予定	業務実施記録簿を定期的に確認し、事業の充実のために、学校やスクールアシスタントに必要な指導・助言を行う。
意見	13	P 6 2	学校教育課	○中学校校外生徒指導対策協議会の実施報告書の内容について 事業実施報告書の内容が充実している中学校と簡素すぎる中学校があるので、報告内容をチェックしてしかるべき指導を行う必要がある。	対応予定	中学校校外生徒指導対策協議会の実施報告書の内容については、意見のとおり学校によって偏りがあることから、記載例を示すなどの対応を行う。
意見	16	P 6 9	学校教育課	○生活・学習アシスタントの校外行事に関する経費に関する証明書や添付書類の適正化について 経費変動理由についてどう負担割合が変更になったのか計算式等の説明記載がないため客観的合理性の事後検査が困難である。理由記載の仕方を検討されたい。	対応予定	経費の変動については、体調不良等による不参加者の発生に伴い、貸切バス代を参加人数で除した金額が変更されることが主な原因であり、添付資料で人数が変更となったことは確認できるが、理由を記載した方が分かりやすいため、今後は理由を明記するように形式を検討する。
意見	22	P 119	学校教育課	○預託金と新規融資の差額の有効な活用方法について 2億円もの資金をただ塩漬けにしているのであれば、教育資金の利子補助制度を検討していただきたい。	対応予定	預託金と新規融資の差額の有効な活用方法については、教育資金の融資を実行しており塩漬けしている認識はないが、利子補助制度については、新たに財源を確保する必要があることから効果性等を踏まえ今後検討する。
意見	24	P 136	学校教育課	○部活動指導員の活用と部活動の状況把握について 教員の負担軽減を進める観点からも、部活動指導員を活用する余地のある学校・部活動を把握した上で部活動指導員を任用する必要がある。推薦や配置希望のない学校に対し、それらをしない理由を調査するとともに、改めて制度の周知を行うなど積極的に外部人材等の活用を促されたい。	対応予定	部活動の地域移行に伴い部活動指導員は貴重な存在となる。9月から部活動に関する学校訪問を実施し、各学校の現状と部活動指導員の活用について意見交換を行う。今後、積極的に外部人材を活用していきたい。

	指摘番号	報告書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置内容
意見	25	P 137	学校教育課	○部活動指導員の勤務時間等について 指導力の高い部活動指導員に学校が上限以上の活動回数希望しても、それ以上の活動は謝金の対象外になるため、年間の時間は見直すべきことを検討されたい。また、部活動指導員制度の認知度を高めていくとともに確実な人材確保に努め、学校への任用を進められたい。	対応困難	国、県からの補助を受けての事業であり、時間の制限もある。また、部活動は平日4日、2時間程度、休日は1日、3時間程度と制限があるので時間を増やすのは困難である。
意見	27	P141	教育情報研修センター	働き方改革に向けた教職員の意識改革の研修の充実について 働き方改革は教職員のためだけでなく、子どもたちへの影響も大きく相乗効果があるという意識改革が重要であり、教職員への研修等を通じてその点も周知されることを望むものであるが、「働き方改革研修は、教育情報研修センター主催においては実施しておらず、研修の予定もない。」とのことであった。しかし、教職員研修運営事業の重点課題研修として取り組んでいただきたい。	対応予定	働き方改革に関する研修については、今年度実施する予定はないが、次年度の研修において「タイムマネジメント」をテーマとした内容の研修を検討中である。
意見	28	P142	教育情報研修センター	教職員研修運営事業における旅費規程について 旅費規程を閲覧したところ、宮崎市旅費支給条例に基づき積算していたが、役職区分ごとに、日当、宿泊料、食卓料に違いがあることや宿泊料を甲・乙地方に分けていること、また食卓料という項目があることには見直しが必要であると考えられる。役職区分ごとに食卓料として金額が異なることや宿泊料を地方ごとに分けることは、時代にそぐわない。 よって、市民の税金を原資とした経費であることを踏まえ、全庁的な検討が必要であるが、少しでも安く抑えることを念頭に旅費規程を見直し、実費精算をすることを徹底することを考えられたい。	対応困難	旅費規程における積算方法については、人事課並びに関係課により全庁的に定められているものであるため、本課のみで対応が可能なものではなく全庁的な検討が必要になる内容である。
意見	30	P144	教育情報研修センター	研修に伴う旅行代理店の選択について 常にいくつかの旅行代理店を比較検討して、最も安価である旅行代理店を選択することを優先されたい。	対応済	複数の旅行代理店より見積り徴収の上、比較検討を行い、最も安価である旅行代理店を選択している。

	指摘 番号	報告 書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置内容
意見	32	P147	教育情報研修 センター	<p>外国語指導助手（ALT）職員宿舍借上料について ALTの家賃上限については、月額46,000円とする 旨を課内の申し合わせ事項として決めているが、 上限額設定については一定の評価ができるもの の、金額のバラつきが解消したとは言えず、ALT間 の不公平さが懸念される。</p> <p>また、ALT宅にある備品について、入居時に設置 備品の一覧を作成し確認した上で、退去時には一 覧をチェックし、相互に確認することが重要であ る。よって、備品の使用及び保管責任について要 綱に規定することを検討されたい。さらに、小学 校への派遣をまとめたALT派遣に関する規則を定め ることも検討されたい。</p>	対応予定	<p>家賃が上限額に近い宿舍は、ALT入替時に解約し、より安く 借り上げるように努めている。令和5年度は2件を解約し、令 和6年度も2件解約予定。</p> <p>また、宮崎市外国語指導助手(ALT)宿舍における備品に関す る要綱を令和6年4月に改正し、令和6年度から備品管理使 用簿によりALT宿舍の備品管理を行うこととしている。</p> <p>小学校へのALT派遣に関して、ルール作りは検討中だが、年 度当初の担当者会議において、具体的に説明し、共有を図っ ている。</p>
意見	33	P148	教育情報研修 センター	<p>ALTの雇用について 宮崎市におけるALT25名は、国のJETプログラム により招致された外国青年を会計年度活用職員 （週35時間勤務）として雇用している。民間会社 との契約や直接雇用は推奨していないが、JETプロ グラムからプロポーザル方式による労働派遣契約 や宮崎市への直接雇用への切り替えも含め、雇用 形態について検討されたい。</p>	対応困難	<p>JET-ALT予算は、国の交付税措置対象であるため、すぐに雇 用形態を変えることは困難である。しかしながら、コロナ禍 におけるJET-ALT確保及び中途退職時のALT確保が困難であつ た事や、JET-ALTから民間委託にALTの雇用形態を変えている 自治体があることから、雇用形態について今後前向きに検討 していきたい。</p>

	指摘番号	報告書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置内容
意見	34	P153	教育情報研修センター	<p>学習支援ソフトライセンス購入について</p> <p>学習支援ソフトの1年間の使用ライセンス購入にあたり、指名競争入札を行っている。指名業者5社のうち2社は辞退しているが、入札に参加した1社から参考見積を取得し、その金額がそのまま予定価格となっている。さらにその参考見積を提出した業者の落札金額になり、落札率は100%である。これは競争性がないのではないかと懸念される。</p> <p>設計額を算出し難い場合は指定業者の中でできる限り複数の業者から参考見積を取得する必要があると考える。さらに、競争入札を実施しているにもかかわらず、落札率100%となっている契約については、速やかに検証を実施し、競争入札等における実質的競争性の確実な確保に向けた施策を立案、実行されたい。</p> <p>また、ソフトウェアライセンス契約書の仕様書によると、参考見積を確保した日が令和4年2月10日であるが、契約は令和4年3月22日となっていた。</p> <p>短期間での契約締結であるが、会計年度の終了間際にこの学習支援ソフトライセンスを購入する必要があったのだろうか。そのようになった経緯を議事録として保存されたい。</p>	対応困難	<p>競争入札等における実質的競争性の確実な確保に向けた施策の立案、実行については、本課のみで対応が可能なものではなく全庁的な検討が必要になる内容である。なお、令和5年度からは、庁内の庶務研修資料等に従い、複数業者から参考見積を取得することとしている。</p> <p>また、会計年度の終了間際にライセンスを購入しなければいけなかった経緯については記録として保存した。</p>
意見	35	P154	教育情報研修センター	<p>小中学校校内ネットワーク運用支援業務委託について</p> <p>再委託に関しては、委託契約書の規定により、発注者の承諾を得れば可能となっている。しかし、随意契約による契約相手方が再委託を行う場合、事前に直接随意契約できないのかを考慮し、再委託先、再委託に発注する必要性、理由、再委託料についても通知させ、担当課において慎重に審査を行い、適正と認めたものに限り承認する取扱いとすべきであり、業務の内容や金額の割合など全庁的な課題もあるが、再委託ガイドライン等の基準を策定されたい。</p>	対応困難	<p>再委託ガイドライン等の基準の策定については、本課のみで対応が可能なものではなく全庁的な検討が必要になる内容である。</p>

	指摘番号	報告書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置内容
意見	36	P155	教育情報研修センター	<p>無線アクセスポイント追加設置設定業務委託について</p> <p>再委託が行われているが、受注者から提出された再委託に係る通知書等を精査した（特に再委託料）結果、再委託の必要性に疑義が生じた場合、実施調査等も実施して確認し、是正を図る体制を整備されたい。</p> <p>再委託に関する現在の委託契約書第6条の規定に関し、全庁的な検討が必要であるが、指名競争入札や随意契約によって契約の相手方が選定されている契約については、契約前に契約相手方、再委託する業務の範囲、再委託の契約金額の各項目についての「通知」をすることを義務付け、これらを審査の上、宮崎市が「承認」という規定への変更を検討されたい。</p>	対応困難	競争入札等における実質的競争性の確実な確保に向けた施策の立案、実行については本課のみで対応が可能なものではなく全庁的な検討が必要になる内容である。
意見	37	P155	教育情報研修センター	<p>機器運用支援業務報告書の確認について</p> <p>報告書には「各学校の校長、教頭または情報教育担当教諭による確認（印鑑または記名）を受領したものであること。」と規定があるが、どの役職者によるものなのか不明であるため、役職がわかるように記入されたい。</p> <p>また、契約書において受注者の支店長名が変更されていたが、その変更届書に変更日の記入がなかった。変更内容は受任者と役員の変更であったが、変更年月日がそれぞれ異なっているのにまとめて提出されていた。変更時は速やかに提出されるよう指導されたい。</p>	対応困難	報告書における確認者の役職名に関しては、令和5年度から役職名のチェック欄を追加した。支店長名等の変更届は、業者から契約課へ提出されるが、届出日は業者が未記入であったため、契約課に郵送等で到達した日で受付を行っている。業者への指導については、所管課である契約課からすべきと考える。
意見	38	P155	教育情報研修センター	<p>宮崎市教育用タブレット端末提供サービス委託業務について</p> <p>授業支援ソフトウェアとしては、Wi-Fiモデル・LTEモデルの両方にロイロノート・スクールと、LTEモデルにMetaMoji Classroom（委託業務内）が導入されている。</p> <p>費用が膨らむため授業支援アプリをロイロノート・スクールのみと決定したことについて一応の理解はできるが、MetaMoji Classroomも児童生徒にとっては有効性があるため利用している学校がある中で、教育ICT環境の推進計画の早期の段階でどちらかに決定するのではなく、並行して使うことも検討されたい。</p>	対応困難	複数の授業支援アプリを導入することで、費用が膨らむだけでなく、各小中学校が異なるアプリケーションを選択した場合に学校間での連携が困難になることが想定されるため、特定の授業支援システムを市内で統一して利用する。

	指摘 番号	報告 書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置内容
意見	39	P157	教育情報研修 センター	Wi-Fi環境整備について 宮崎市のICT環境整備については、高速無線LANの整備は進んでいるものの、さらに文部科学省が推奨している通信量の差を解消するために各家庭のWi-Fi環境整備を進められるよう検討されたい。	対応困難	文部科学省が推奨しているとおり各学校内に高速無線LANを整備済である。Wi-Fi環境がない家庭へはLTEモデルのタブレットを使用させているが、現時点でモバイルルータの整備は検討していない。
意見	43	P169	保健給食課	<p>【宮崎市田野域学校給食用米飯加工等業務委託について】</p> <p>米飯給食について、単独調理場45か所及び共同調理場5か所のうち、中央、高岡、清武の3センターは自炊方式で行っているが、佐土原、田野の2センターは炊飯設備が整備されておらず、合併前から「委託炊飯方式」で行っている。</p> <p>自校炊飯と委託炊飯を比べてみると、平成30年都道府県別米飯給食実施状況（形態別）をみると、自校炊飯は小学校で学校数45.5%（児童比率38.15%）、中学校で学校数44.5%（生徒比率38.0%）であり、委託炊飯の方が多く状況である。宮崎県においては、自校炊飯は学校数で65.3%となり、児童生徒比率で59.4%であり、自校炊飯が多くなっている。</p> <p>委託炊飯は、佐土原や田野のように炊飯設備の整備費用や設置場所の確保ができないという理由で行われており、施設設備の問題である。またパン給食からの切り替えに際し、パン業者からの要望を受けて炊飯を委託してきたという背景も考えられる。学校給食調整の民間委託などに関わる問題である。</p> <p>新給食調理場建設では、自校炊飯が主流であり、文部科学省も米飯推進、自校炊飯が進んでいる。平成27年度の包括外部監査でも炊飯設備の整備が挙げられたが、佐土原と田野センターについても効率優先ではなく、地産地消の推進のためにも炊飯設備導入を再度検討されたい。</p> <p>また地方自治体の中には、独自の工夫を凝らし、空き教室ができたことを利用して空き教室に家庭用の炊飯器を導入し、地場産米の自校炊飯を始めたところもある。家庭用炊飯器なら比較的安価で導入できることが利点であり参考にされたい。</p>	対応困難	<p>佐土原及び田野学校給食センターについては、施設の床面積から炊飯設備の増設は現時点では、困難である。</p> <p>また、余裕教室を活用した家庭用炊飯器の導入については、衛生管理や人員配置の面からも導入が困難である。</p> <p>学校給食施設再整備の検討のなかで、安定的な米飯提供のあり方について今後とも検討を行っていく。</p>

	指摘番号	報告書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置内容
意見	48	P186	生涯学習課	清武地区青少年育成協議会の事業実施報告によると、ほとんどが下校時の見守り活動とあるだけで、具体的な活動内容がイメージできないので、より詳細な報告を作成提出するように指導する必要がある。	対応済	清武地区青少年育成協議会に、具体的なイメージができるような報告書の作成をするよう指導した。
意見	49	P186	生涯学習課	各青少協の活動が決まりきった内容になり形骸化していないかを、担当課において宮崎市補助金等交付規則第9条にもとづき用途等を適宜調査する必要がある。	対応済	必要に応じて、各団体の活動状況について、聞き取り等を行う。 活動については、各地域での特性に応じたものもあるので、それぞれの状況について聞き取りを行った。
意見	50	P190	生涯学習課	児童子育て講座について、実施申込のない学校に対して、講座の具体的なテーマや講話事例を詳細に紹介するなどして実施申込を促進する必要がある。	対応予定	学校へ意見聴取を行い、必要な講座及び講師の見直しをするとともに、県のサポートプログラム（しつけなどの講義）の活用も含めて、講座実施を求めていく。
意見	52	P191	生涯学習課	図書購入の方法が、五月雨的な為、効率性の見地から一定数以上の冊数となった時に購入手続きを行うといった方法などの検討を要する。	対応困難	図書の納品については、出版社や流通の関係により時期を統一することは困難。納品業者に対して、発注したものが全て揃ってから請求するように負担を強いることは不適切と考える。
意見	53	P195	生涯学習課	宮崎市子ども会ジュニア・リーダー研修会業務及び宮崎市子ども会育成者ブロック別研修会実施業務の各委託について、受講者が募集定員の半分程度にとどまっており、事業効果が乏しい。本委託事業を当面の間縮小するか、あるいは募集方法のあり方などを検討し、委託先との契約に際しては考慮する必要がある。 また、委託先の事業実績報告書の内容が簡素であり、実質的な内容や事業成果が記録上確認できないので、より詳しい報告書を提出させる必要がある。	対応予定	ジュニアリーダー研修会については、ポスターも作成し、子どもたちの目につくような工夫を行っている。育成者研修会については、各学校長やPTAにも募集を行い、参加者の制限をなくす等検討を行っている。また、実施方式についても、対面での研修に加え、オンライン配信も行い、参加しやすい環境を整備する予定。 実施事業報告については、より詳しいものとなるよう指導していく。
意見	54	P196	生涯学習課	生涯学習情報紙作成の費用対効果について、情報紙のほとんどが講座内容で一度作成したら容易に更新できる内容であったことや、情報ツールがインターネットに変化している中、宮崎市ホームページの利用、検索が増加していくことが想定されることから、委託料の金額や発行部数の見直しなど、費用削減について検討されたい。	対応予定	WEB上の講座情報の掲載は既に行っているが、高齢者等、紙媒体に頼らざるを得ない方々への配慮も必要と考える。 現在の契約は令和6年度末まで複数年のものであるため、委託料や発行部数については次の契約時に見直す予定。

	指摘 番号	報告 書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置内容
意見	56	P199	生涯学習課	平成21年度の包括外部監査においても設定使用枚数に関して指摘事項となっている。それにもかかわらず同じような状況である。11,000枚を設定した根拠を記載するか、このようなことが生じないよう実態にあった設定を心がけられたい。	対応予定	月平均使用枚数が、入札時の機械維持料金設定に影響を及ぼすことから、設定枚数については以後、実績に応じた設定としていきたい。
意見	59	P202	生涯学習課	宮崎市地域婦人会連合会負担金収入について、各地区からの負担は不要だと考えられる。また、各婦人会の収支決算区分を統一することで、容易に比較でき、経費の使途を明らかにできるため担当課は指導されたい。	対応困難	補助金で賄えない部分（補助決定前の資料作成費等）を負担金から支出しているため必要と考える。 各婦人会の収支決算区分については、各団体を比較することはないが、経費区分は示しており、実績報告等の資料作成の参考となるようにしている。
意見	60	P208	生涯学習課	放課後子ども教室の課題としては、人材確保の問題と学校や保護者への啓発活動が挙げられる。 人材確保については、広報の仕方を検討いただきたい。 学校への啓発活動については、放課後子ども教室の活動内容への理解は学校により差があるため、まずは学校長や教頭に、放課後子ども教室の意義を強く伝えていく必要がある。 また、保護者に対しては、放課後子ども教室の意義やスタッフの存在意義を啓発されたい。	対応予定	人材確保に対しては、PTAや大学生の協力依頼を行っている教室もあるため、これを全体の研修会や訪問時に事例として共有する予定。 啓発活動については、市が子ども教室を訪問した際に学校の管理職に対して、放課後子ども教室の意義を伝えていく予定。保護者への啓発は年度当初に配布する案内で対応しておりこれを継続していく。
意見	62	P213 214	生涯学習課	宮崎市の利用料は全国的にみてもかなり低い価格になっており、今後経費はさらに増加すると考えられ、受益者負担割合の歪みは宮崎市の財政基盤に大きな影響を及ぼすものとなるため、料金の見直しを早急に図られたい。 利用料の減免について、市町村民税非課税世帯の利用料減免を行っている全国の児童クラブ数に対する割合は46.2%、ひとり親家庭の割合は31.8%となっているので、減免の範囲を広げることにも検討されたい。	対応予定	児童クラブ利用者負担金の見直しについては、他市の利用料金等を参考にし、検討を進めていく予定。 減免措置の範囲については、受益者負担の観点から適切な措置を講じていく。
意見	63	P215	生涯学習課	放課後児童クラブの終了時刻は実情を考慮して対策を講じられたい。 また、クラブの最終時間に該当する職員の勤務時間は、クラブの利用時間（18時）より遅い時間の勤務シフトに変更するよう検討されたい。	対応予定	放課後児童クラブの開所時間については、運営受託者と対話を重ね、時間の拡充を図っていく。 また、勤務シフトは実情に応じ設定されるべきであり、監査などを通し、職員の勤務時間が適切に設定されているか確認するなど適宜対応していく。

	指摘 番号	報告 書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置内容
意見	67	P217	生涯学習課	児童クラブ運営事業の同一委託業務について、当該受託者が自ら辞退しない限り、半永久的に一者随意契約を締結し続けることになりかねない。校外型クラブとして、新規団体が児童クラブを受託するケースや変更するケースが増えているようであるが、一定の期間で区切ることを検討されたい。	対応予定	同じ受託者で運営を続けていくことで、安定した児童クラブ運営を行うことができるといったメリットもある。しかし、今後の児童クラブ運営業務委託について、ご指摘の意見も参考にしながら考えてまいりたい。 ご指摘のとおりこれまでの契約手法は課題であると認識していることから、児童クラブの継続した運営を確保しながら、契約の手法等を整理していく。

指摘事項（既公表分含む）		意見（既公表分含む）	
措置済	56件	対応済	50件
検討・改善中	8件	対応予定	18件
措置困難	8件	対応困難	13件
計	72件	計	81件

※ 指摘は71件であるが、指摘20を2つに区分して作成しているため、計が72件となっている。